

昭島市避難行動要支援者 避難支援プラン（全体計画）

平成31年（2019年）2月
（令和5年（2023年）4月改正）
（令和6年（2024年）4月改正）

昭 島 市

目 次

第1章 基本的な考え方	2
1 背景と目的	2
2 自助・共助・公助の必要性	2
3 計画の位置付け	3
4 要配慮者・避難行動要支援者・避難支援等関係者の定義	3
第2章 避難行動要支援者に対する支援	4
1 避難行動要支援者名簿の範囲	4
2 避難支援等関係者	4
第3章 避難行動要支援者情報の把握及び共有の方法	6
1 避難行動要支援者名簿の作成	6
2 名簿情報提供に関する意思確認	6
3 名簿の提供、管理	7
4 名簿情報の更新	8
第4章 避難情報伝達体制の整備	9
1 避難情報の発令	9
2 避難情報等の情報伝達手段	10
第5章 避難所における支援方法	11
1 避難所における支援	11
2 二次避難所（福祉避難所）における支援	11
第6章 個別避難計画について	12
1 個別避難計画の概要	12
2 避難支援関係者となる者	13
3 個別避難計画情報の適正な管理等	13
4 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮	14
5 避難支援等関係者の安全確保	14
第7章 資料編	15
1 昭島市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱	15
2 昭島市避難行動要支援者名簿の作成等に関する実施要領	18

第1章 基本的な考え方

1 背景と目的

近年、東日本大震災や平成28年熊本地震をはじめとする地震、集中豪雨や台風による風水害など、全国各地で大規模な災害が発生しています。このような災害時においては、特に高齢者や障害のある方など自力で避難することが困難な方（以下「避難行動要支援者」という。）が逃げ遅れたり、必要な情報が伝わらなかつたりするなど、その対策が課題となっています。

大規模な災害の発生時において、行政機関等による救援体制が整うまでに時間を要することも想定されるため、地域住民などによる避難支援などの取組や助け合いは、必要不可欠なものとなります。近隣住民による日頃からの見守りや自治会、自主防災組織といった地域の力を活用し、地域における共助の支援体制を構築していく必要があります。

国では、東日本大震災を教訓として平成25年6月に災害対策基本法の一部が改正され、平成25年8月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月：内閣府（防災担当））」（以下「取組指針」という。）が示されました。取組指針では、区市町村は地域の実情に合わせ、要介護高齢者や障害のある方等の要配慮者に対する安否確認や避難支援（以下「避難支援等」という。）について、重点的・優先的に取り組むことが重要とされています。

また、令和元年に発生した台風第19号等の頻発する自然災害を踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるなどの規定等が創設されるとともに、国の取組指針も令和3年5月に改定されました。

昭島市では、災害対策基本法や国の取組指針等を踏まえ、災害対策基本法に即した「昭島市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」（以下「支援プラン」という。）を策定しています。

この支援プランは、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制をより確かなものとし、自ら災害に備える「自助」、地域での助け合いによる「共助」及び市などの行政機関の取組である「公助」が連携し、相互に支え合いながら大規模災害時における地域の安全・安心体制を強化することを目的としています。

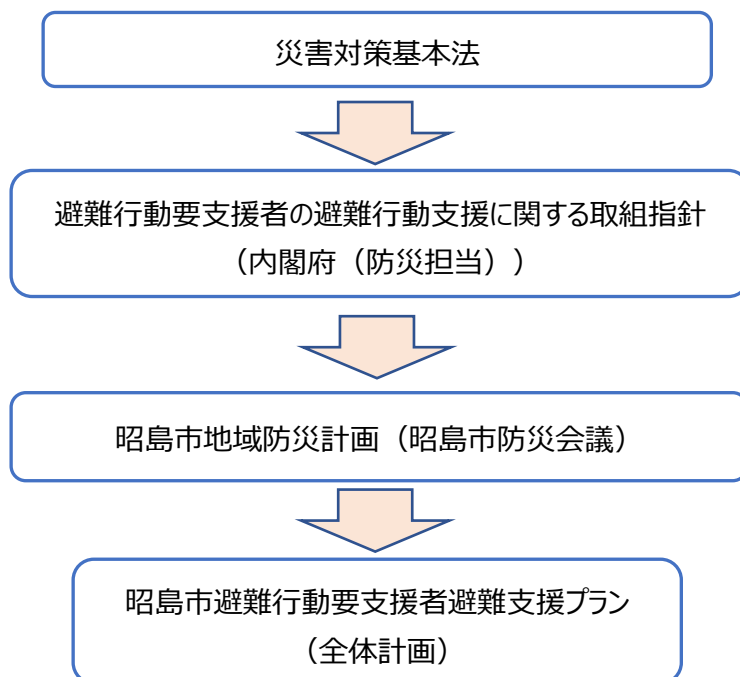
2 自助・共助・公助の必要性

大規模な災害が発生した場合、行政機関等による公的な支援には限界があります。避難行動要支援者も含めて、まずは一人ひとりが自分や家族の身は自分が守る「自助」、そのうえで近隣住民への声掛けや安否確認、さらに自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員等の組織的な安否確認や避難支援等の「共助」が重要となります。

避難行動要支援者の避難支援に当たっては、「地域の人は地域で守る」を基本とし、行政機関等による支援活動の「公助」に併せて、地域の様々な人と人とのつながりにより平常時や災害発生時を通じた支援体制づくりを進めていくことが求められています。

3 計画の位置付け

避難支援プランは、平成25年に災害対策基本法が改正され、新たに避難行動要支援者名簿に関する規定がされたことに伴い、国の取組指針及び東京都の「災害時要援護者への災害対策推進のための指針」を踏まえ、昭島市地域防災計画の下位計画として、避難支援に関する事項を具体化しています。



4 要配慮者・避難行動要支援者・避難支援等関係者の定義

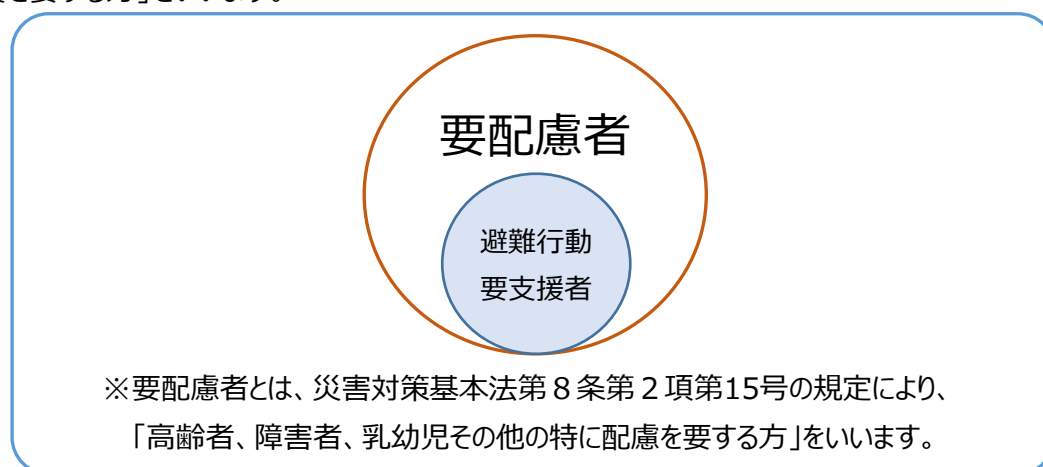
災害対策基本法の一部改正（平成26年4月1日施行）に伴い、以下のとおり「要配慮者」、「避難行動要支援者」及び「避難支援等関係者」の定義を定めています。

用 語	内 容
要配慮者	災害の発災前、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。 具体的には、高齢者、障害のある方、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定している。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。
避難支援等関係者	消防機関、都道府県警察、児童委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者。

第2章 避難行動要支援者に対する支援

1 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者とは、災害対策基本法第49条の10第1項により、「市に居住する要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方」をいいます。



避難支援プランにおける避難行動要支援者名簿に登録する対象者の範囲は、在宅者のうち、表1の要件に該当する方とします。

【表1】

区 分	対 象 者
要介護者	要介護認定3～5を受けている方
障 害 者	身体障害者手帳1級、2級又は第1種身体障害者手帳を所持する方
	愛の手帳（療育手帳）1度又は2度を所持する方
	精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持する方
	難病患者で障害者手帳を所持する方
そ の 他	市長が、災害時において円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要すると認める方

※社会福祉施設等へ入所や医療機関等へ長期入院している方は、原則として対象としていません。

2 避難支援等関係者

（1）避難支援等関係者の範囲

災害発生時において、避難行動要支援者の安否確認や避難支援に携わる関係者を避難支援等関係者といいます。

避難行動要支援者名簿制度は、名簿自体を作成することにあるのではなく、作成した名簿を適切に活用し、避難行動要支援者の生命と身体を災害から守ることにあります。

そのため、平常時より避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて、避難行動要支援者本人等より同意を得られた場合は、災害対策基本法第49条の11第2項に基づき、表2の避難支援等関係者に対し、名簿を紙媒体で提供します。ただし、避難支援等の実施に必要な限度で提供する必要があるため、表2の⑤～⑧の避難支援等関係者に対しては、担当や管轄している地域に所在する避難行動要支援者の情報を提供します。

【表 2】

市が定める避難支援等関係者	名簿の提供範囲
①昭島消防署 ③昭島警察署 ②昭島市消防団 ④昭島市社会福祉協議会	市全域の名簿登録者の情報
⑤民生委員・児童委員 ⑥自治会 ⑦自主防災組織 ⑧昭島市関係機関（地域包括支援センターなど）	市全域の名簿登録者のうち、担当や管轄している地域に所在する避難行動要支援者のみの情報

（２）避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者名簿を活用した災害時における避難支援等は、あくまでも地域の助け合い（共助）による活動となります。

避難支援等関係者が避難支援等を行う場合は、避難支援等関係者本人及びその家族等の生命並びに身体の安全が確保された上で、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲での支援活動であることを念頭に置き、危険を冒してまでの無理な支援は避けることが基本となります。

市は、上記の基本を十分に踏まえ、避難支援の実施に関しては、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮するものとします。

また、市は、避難行動要支援者に対し、避難支援等を適切に行ったとしても十分に支援することができない可能性があることや法的な責任や義務を負うものでないことを理解してもらうよう努めるものとします。

（３）避難支援等関係者の担当部署

避難支援等関係者との調整等を行う担当部署は、表 3 のとおりとします。

【表 3】

担 当 業 務	担当部署
①避難支援等関係者との調整等に関する総合調整	保健福祉部福祉総務課
②昭島消防署、昭島市消防団、昭島警察署及び自主防災組織	総務部防災安全課
③自治会	市民部生活コミュニティ課
④民生委員・児童委員協議会及び昭島市社会福祉協議会	保健福祉部福祉総務課
⑤市長が必要と認める関係者及び団体	・平常時においては、通常業務における担当部署 ・災害時においては、地域防災計画に定める担当部署

第3章 避難行動要支援者情報の把握及び共有の方法

1 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 市での情報の集約

市は、避難行動要支援者名簿の登録対象者を把握するため、市の関係各部署で把握している要介護認定者や障害者手帳所持者等の情報を集約します。

名簿に登録する個人情報や必要事項等については、災害対策基本法第49条の10第2項などにより、表4のとおりとします。

また、名簿は、災害時の状況を考慮し、紙媒体と昭島市避難行動要支援者システム（電子データ）の2通りの方法により管理します。

【表4】

名簿に記載する 個人情報	①氏名（ふりがな） ②生年月日（年齢） ③性別 ④住所又は居所 ⑤電話番号その他の連絡先（緊急連絡先を含む） ⑥避難支援等を必要とする事由 ⑦その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
-----------------	--

(2) 東京都に対する情報の取得

市で把握していない情報の取得が名簿作成のための必要があると認められるときは、災害対策基本法第49条の10第4項の規定に基づき、東京都に文書により情報の提供を求めるものとします。

(3) 名簿の作成に関する担当部署

名簿の登録対象者及び登録事項の把握を担当する部署は、表5のとおりとします。

【表5】

担 当 業 務	担当部署
①名簿の作成及び更新に関する総合調整	保健福祉部福祉総務課
②高齢者、要介護認定者に係る名簿登録者の把握	保健福祉部介護福祉課
③障害者手帳所持者に係る名簿登録者の把握	保健福祉部障害福祉課
④市長が必要と認めた者の登録情報の管理	保健福祉部福祉総務課

2 名簿情報提供に関する意思確認

(1) 同意の取得

災害時において、避難行動要支援者の安否確認や避難支援を速やかに行うためには、避難行動要支援者本人にとって身近な避難支援等関係者が名簿情報を事前に把握しておくことが重要ですが、名簿情報を平常時より避難支援等関係者に提供するには、避難行動要支援者本人等の同意が必要になります。

そのため、市では、避難行動要支援者の登録対象者に対し、郵送等により事前に意思確認（同意の有無の確認）を行い、同意した方のみを抽出した名簿（表6）を別に作成し、避難支援等関係者に提供します。

【表 6】

区分	内 容	活 用
名簿①	避難行動要支援者の要件を満たすすべての方を掲載した名簿	災害時や緊急時には、災害対策基本法第49条の11第3項に基づき、避難行動要支援者の同意の有無にかかわらず避難支援等関係者に提供し、避難支援等に活用する。
名簿②	名簿①から平常時より避難支援等関係者に名簿情報を提供することに同意した方のみを抽出した名簿	平常時より避難支援等関係者に提供し、災害時の避難支援のほか、訓練時等にも活用する。

（２）同意の確認方法

- ① 避難支援等関係者に平常時から名簿情報を提供する場合は、災害対策基本法第49条の11第2項に基づき、避難行動要支援者の同意（以下「本人の同意」という。）を得るものとします。
- ② 本人の同意を確認する際は、文書により確認することを基本とします。
- ③ 文書による同意を得ることが困難な場合であって、口頭等により本人が実質的に同意していると判断できるときは、名簿にその旨を記載し、本人の同意があったものとして取り扱うものとします。
- ④ 認知症の症状や重度の障害があることにより、同意によって生じる結果について判断する能力を有しないと認められる避難行動要支援者に対しては、親権者や法定代理人等から同意を得ることにより、名簿にその旨を記載し、本人の同意があったものとして取り扱うことができるものとします。

（３）郵送による同意の確認

- ① 本人の同意を確認する際は、郵送により確認することができるものとします。
- ② 郵送により本人の同意を確認する場合は、確認書面の返送期日を定め、その返送を本人等に求めるものとします。
- ③ 確認書面の返送期日は、発送の日から40日を経過する日以降とするものとします。
- ④ 本人等から避難行動要支援者名簿制度の詳しい内容の説明を求められたときは、制度を分かりやすく説明するなど、適切に対応するものとします。
- ⑤ 確認書面が返送期日までに返送されない場合は、不同意の取り扱いとします。

（４）不同意の方への対応

不同意の方（意思確認で平常時の情報提供に同意しなかった方）については、名簿に不同意の旨を記載し市が管理します。不同意の方を含む名簿については、平常時は非開示情報として扱いますが、災害時や緊急時には、必要に応じて避難支援等関係者に情報提供し、避難支援等への協力を求めるものとします。

なお、不同意の方に対しては、名簿作成の趣旨やその重要性などについて、ホームページなどを活用して周知・啓発を図るとともに、同意を得るための継続的な働きかけに努めます。

3 名簿の提供、管理

（１）名簿提供の目的

平常時より避難支援等関係者に提供する名簿は、災害時や緊急時など避難行動要支援者の生命や身体を守る必要がある際に、円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくことを目的として提供します。

(2) 名簿の提供

市は、避難支援体制を整備するため、平常時から避難支援等関係者（地域）へ名簿情報を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、災害対策基本法第49条の11第2項の規定に基づき、表8の避難支援等関係者に対し、名簿を紙媒体で提供します。

【表8】

市が定める避難支援等関係者	名簿の提供範囲
①昭島消防署 ③昭島警察署 ②昭島市消防団 ④昭島市社会福祉協議会	【表6】名簿②の情報
⑤民生委員・児童委員 ⑥自治会 ⑦自主防災組織 ⑧昭島市関係機関（地域包括支援センターなど）	【表6】名簿②のうち、担当や管轄している地域に所在する避難行動要支援者のみの情報

(3) 名簿の適正管理

避難支援等関係者へ名簿を提供する際、災害対策基本法第49条の12の規定により、情報漏えいを防止するために市が求める措置は表9のとおりとします。

また、市のみならず避難支援等関係者においても、昭島市個人情報保護条例及び昭島市情報セキュリティポリシー（平成16年6月1日策定）に則り、名簿情報を適正に管理するものとします。

【表9】

名簿情報の漏えい防止のために市が求める措置	避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために市が講ずる措置
①受領した名簿情報を避難支援等以外の目的のために使用することの禁止 ②名簿情報を取扱う者の限定 ③必要以上の名簿情報の複製の禁止 ④施錠可能な場所への名簿の保管 ⑤使用後等の名簿情報の廃棄・返却等	①避難支援等関係者に対しては、担当や管轄している地域内の避難行動要支援者の名簿情報のみを提供 ②避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明

4 名簿情報の更新

災害発生時や緊急時に迅速かつ適切な避難支援に役立てるため、市はデータによる名簿情報の更新を随時行うとともに、市及び避難支援等関係者が保有する紙媒体による名簿情報の更新を定期的（年1回）に行います。

また、避難行動要支援者の転入、転出や死亡、医療機関等への長期入院や社会福祉施設等への入所等が確認された場合は、名簿更新時に避難行動要支援者名簿への登録や登録の取消しを行います。

なお、平常時に避難支援等関係者へ名簿情報を提供する意思確認（本人の同意）については、変更の申し出がない限り継続されるものとします。

第4章 情報伝達体制の整備

1 避難指示等の発令

市は、災害時等において、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、災害対策基本法第60条第1項の規定及び「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月内閣府（防災担当））」に基づき、表10とおり判断基準を定め避難指示等を発令します。

【表10】

警戒 レベル	区分	発令される状況	居住者等がとるべき行動等
レベル 1	早期注意 情報 (気象庁発表)	今後、気象状況 が悪化するおそれ のある状況	「災害への心構えを高める」 ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
レベル 2	大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁発表)	気象状況が悪化 している状況	「自らの避難行動を確認」 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
レベル 3	高齢者等 避難 (市町村発表)	災害が発生するお それがある状況	「危険な場所から高齢者等は避難」 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
レベル 4	避難指示 (市町村発表)	災害が発生するお それが高い状況	「危険な場所から全員避難」 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
レベル 5	緊急安全 確保 (市町村発表)	災害が発生し、又は まさに発生しよう としている状況 (切迫している状況)【必ず発令される情報ではない】	「命の危険 直ちに安全確保！」 ・指定避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害が発生した状況や切迫している状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

※立退き避難とは、指定緊急避難場所や近隣の安全な場所への移動（水平移動）のことです。

※屋内安全確保とは、その時点にいる建物内のより安全な場所への移動（待避又は垂直避難）のことです。

2 避難情報の情報伝達手段

避難行動要支援者を含む要配慮者の方々は、避難情報の発令があつたとしても、避難行動をとることや避難行動に至るまでの理解や判断等に困難な場合があることから、要配慮者に対し、実効性のある情報伝達手段を整備することが必要となります。

このため、市は、表11に定める伝達手段のほか、あらゆる手段を用いて迅速かつ的確に情報伝達を行います。

(1) 市による情報伝達

避難情報等の情報については、テレビ、市ホームページ、緊急速報メール（エリアメール）や昭島市メール配信サービスを活用するなど複数の情報伝達手段を用いて、避難支援等関係者を含む要配慮者の方々へ確実に伝達することができるよう努めます。

このほか、市内には多摩川及び残堀川の洪水浸水想定区域や急傾斜地などの土砂災害警戒区域が所在しているため、昭島市メール配信サービスを活用し、指定河川洪水予報や土砂災害警戒情報などの情報を速やかに伝達します。

なお、これらの情報伝達は、市の災害対策本部（災害時に設置）が行います。

【表11】

No.	市の情報伝達手段	音声	文字
1	市ホームページ	○	○
2	テレビ（放送事業者に対する情報提供による放送）	○	○
3	防災行政無線屋外拡声支局（スピーカー）	○	
4	広報車	○	
5	電話（※自治会、自主防災組織、昭島市消防団）	○	
6	緊急速報メール（エリアメール）		○
7	昭島市メール配信サービス		○
8	電話応答サービス	○	
9	ヤフー株式会社との協定に基づくプッシュ型配信（アプリ利用者のみ）		○

(2) 避難支援等関係者による情報伝達

避難支援等関係者は、テレビ、緊急速報メール（エリアメール）や昭島市メール配信サービス等により独自での情報収集に努めるとともに、市の広報等により入手した情報について、可能な範囲で避難行動要支援者に速やかに伝達します。

第5章 避難所における支援方法

1 避難所における支援

市は、あらかじめ、避難所のトイレの洋式化や暖房機器、プライバシー確保のための間仕切りの確保など、要配慮者の視点に配慮した設備等の整備に努めます。

災害時には、避難所の運営に携わる方々とともに、避難所内における居住区域の割振りや食料の配布方法など、要配慮者の環境の整備について十分な配慮に努めます。

また、避難所内での情報提供を行う場合においても、特に視覚障害者や聴覚障害者等に対し特段の配慮を行うとともに、要配慮者が他の支援者等から協力や配慮を得ることができるよう、福祉関係団体やボランティア等と十分な連携を図ります。

このほか、昭島市地域防災計画の内容を踏まえ、要配慮者に対して必要な支援を行います。

2 二次避難所（福祉避難所）における支援

（1）二次避難所（福祉避難所）の指定

心身の健康状態や障害があることなどにより、一般の避難所において生活を続けることが困難な要配慮者に対し、必要な生活支援を行うため、市は、これらの要配慮者を二次的に受け入れる施設として、表12のとおり市立施設を二次避難所（福祉避難所）として指定するとともに、社会福祉法人等の社会福祉施設とも福祉避難所としての協定を締結しています。

二次避難所（福祉避難所）となる施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備えているとともに、バリアフリー化されているなど、要配慮者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である福祉施設等を活用します。

市は、これらの施設に対して、二次避難所（福祉避難所）の役割について説明を行うとともに、要配慮者の支援に必要な事項について事前に協議等を行い、支援体制の整備に努めます。

【表12】

（令和5年3月31日時点）

区分	No.	施設名		所在地
市立施設	1	保健福祉センター（あいぽっく）		昭和町4-7-1
	2	朝日町高齢者福祉センター		朝日町4-5-9
	3	松原町高齢者福祉センター		松原町1-13-3
	4	拝島町高齢者福祉センター		拝島町3-10-4
社会福祉法人協定締結施設	5	ニューフジホーム	特別養護老人ホーム	中神町1260
	6	フジホーム		中神町1260
	7	昭和郷高齢者複合施設		中神町1260
	8	愛全園		田中町2-25-3
	9	もくせいの苑		松原町2-9-2
	10	ハピネス昭和の森		拝島町4036-14
	11	子ども発達プラザホエール	児童発達支援センター	つつじが丘3-3-1

（２）二次避難所（福祉避難所）の開設

市は、災害発生時に避難所を開設した際には、職員を派遣し要配慮者の避難状況を把握するとともに、災害対策本部へ報告します。災害対策本部は、各避難所における要配慮者の避難状況を勘案する中で、福祉避難所に指定している施設の受入れ態勢を確認の上、受入対象者及び福祉避難所の開設を決定します。

要配慮者の移送については、要配慮者の家族などに協力を依頼するとともに、市が自動車運送事業者と協定を締結している「災害時等における要配慮者等の移送協力等に関する協定（武州交通興業(株)）」を活用します。

また、要配慮者の移送体制の充実を図るため、福祉車両を所有している福祉サービス事業者等と移送協力に関する調整に努めます。

（３）その他

近年の災害の発生状況や令和元年に発生した台風第19号等の頻発する自然災害を踏まえ、令和３年５月に災害対策基本法が改正されるとともに、指定福祉避難所の受入対象者等の公示制度に係る災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）も改正されました。

このことにより、国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（平成28年４月：内閣府（防災担当））」も改正されたことから、福祉避難所の運営方法等について具体的な検討を図ります。

第６章 個別避難計画について

１ 個別避難計画の概要

（１）個別避難計画と作成の目的

災害時において、自身で避難することが困難な避難行動要支援者の避難支援等を実効性のあるものにするため、要支援者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号等の基本的な名簿の情報に心身の状況や避難場所、避難経路、避難支援の際の留意事項等を加えた、個人ごとの避難計画を作成する。計画の作成に当たり、避難行動要支援者個別避難計画作成に関する重要事項説明書により、本人または家族等から事前に同意を得たうえで作成するものとします。

個別避難計画の作成を通して、本人だけでなく、その家族や関係者も含めて災害対応への意識を醸成し、共助の仕組みの強化を図ります。

個別避難計画の作成は、令和８年度までに、優先度の高い要支援者から、順次、作成します。

（２）個別避難計画を連携して作成する関係者

市個別避難計画は、庁内の防災・福祉などの関係各課のほか、民生・児童委員、福祉専門職、社会福祉協議会などの関係者と連携して計画の作成に取り組みます。

なお、個別避難計画に基づく避難支援等の結果について、個別避難計画作成関係者及び支援者等に対して、法的な責任や義務を負わせるものではありません。

（３）作成優先度の高い避難行動要支援者の範囲

以下の国の判断基準に基づき、個別避難計画作成の優先度の高い要支援者の範囲を定めます。

- ① ハザードマップ上における洪水・土砂災害等危険地域の状況
- ② 当事者の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
- ③ 独居等の居住実態、社会的孤立状況

(4) 作成方法（進め方）

個別避難計画の作成方法は、大きく分けて2つの方法があります。

① 市と福祉専門職などが主体となって作成する方法

要支援者本人の世帯状況、ハザードの状況、心身状況などを基に優先度が高いと判断した方を対象に、市が主体となって、介護事業者や相談支援事業者と連携しながら作成する方法です。

② 要支援者本人が作成する方法

要支援者本人やご家族が作成する方法です。本人の状況や世帯の状況によっては、地域（避難支援等関係者など）の方々の協力を得て作成する方法もあります。

2 避難支援等関係者となる者

第2章2（1）「避難支援等関係者の範囲」を準用するほか、個別避難計画の作成に参画するなど避難支援の実施に関し市長が必要と認める者とする。

3 個別避難計画の作成及び適正な管理等

(1) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

第3章1（1）及び（2）を準用します。

(2) 個別避難計画の適正な管理

個別避難計画情報には秘匿性の高い個人情報が含まれているため、市は、名簿情報の取り扱いと同様に、適正な情報管理を図ります。

関係機関に対して名簿や個別避難計画の情報提供を行う場合は、避難行動要支援者に関する情報の守秘義務及び情報の適正管理を徹底するため、以下の事項を遵守させるものとします。

- ① 避難行動要支援者の支援に関し、知り得たすべての情報について、正当な理由なく漏洩しないこと。
- ② 避難行動要支援者の名簿や個別避難計画の情報を、支援以外の目的で複写及び転写などを行い活用しないこと。
- ③ 名簿または個別避難計画の写しなどを第三者へ提供する、紛失または毀損することのないよう厳重な保管や管理を行うこと。なお、資料の紛失・盗難などの事象が発生した際は、速やかに市へ報告すること。
- ④ 個別避難計画の写しの返還を請求された時または保管する必要がなくなった時は、直ちに市へ返還すること。

(3) 個別避難計画情報の更新

要支援者の心身の状況は変化するため、その心身の状況に応じて個別避難計画を更新することで、避難支援等の実行性を高めることになります。要支援者本人や家族、福祉専門職等から変更の届出があった場合には、随時更新を行います。

(4) 個別避難計画の活用

市は、個別避難計画情報について、名簿情報と同様に、本人の同意が得られた場合に、避難支援等関係者に、事前に提供します。なお、災害時に個人の生命、身体または財産を保護するための緊急非常時においては、必要な範囲で避難行動要支援者本人の同意を得ずに、個別支援計画の情報を提供できるものとします。また、情報提供をした際は、常に提供先の管理及び把握を行うものとします。

災害時等には、個別避難計画を基に、地域の支援者や避難支援等関係者等が、可能な範囲で、要支援者の状況を確認しながら在宅避難の確認や避難所までの避難支援等を行います。

要支援者本人は、個別避難計画の作成時に家族や地域支援者と共に、避難場所の確認や避難の際の約束事などを確認することで、災害に対する意識の向上を図ることができます。

また、避難支援等関係者は、地域の避難訓練等が実施された際に、個別避難計画に基づく情報伝達や避難支援等について確認することで、共助の仕組みの強化を図ることができます。

4 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

第4章「情報伝達体制の整備」を準用します。

5 避難支援等関係者の安全確保

第2章2（2）「避難支援等関係者の安全確保」を準用し、「避難行動要支援者名簿」を「個別避難計画」に読み替えます。

第7章 資料編

1 昭島市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者名簿（以下「要支援者名簿」という。）の作成、提供及び管理等について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(避難行動要支援者)

第3条 要支援者名簿に登録する避難行動要支援者の範囲は、昭島市（以下「市」という。）の区域内に居住し、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、社会福祉施設その他これに類する施設に入所し、又は医療機関に入院している者を除く。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき、要介護認定を受けた者のうち、その要介護状態区分が要介護3から要介護5までのいずれかであるもの
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、その障害の程度が1級若しくは2級であるもの又はこれらに準ずるものとして別に定めるもの
- (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けた者のうち、精神発達の遅滞の程度が1度又は2度であるもの
- (4) 東京都愛の手帳交付要綱（昭和24年民児精発第58号）に基づく愛の手帳等の交付を受けた者のうち、知的障害の程度が1度又は2度であるもの
- (5) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条の支給認定を受けている者又は東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）第6条の医療券の交付を受けている者であって、第2号の身体障害者手帳、第3号の療育手帳又は前号の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの
- (6) その他、市長が、災害時において円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要すると認める者

(要支援者名簿の作成)

第4条 市長は、法第49条の10第3項の規定により市の担当部署が管理する避難行動要支援者に係る情報を集約し、避難行動要支援者の把握に努め、避難支援等を実施するための基礎とする名簿として、要支援者名簿を作成するものとする。

2 市長は、要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、本人及び法第49条の10第4項に規定する者に対して、要支援者名簿の作成に必要な範囲において、情報の提供を求めることができる。

(要支援者名簿の登録情報)

第5条 要支援者名簿に登録する情報は、次に掲げる事項のうち、市が把握しているものとする。

- (1) 氏名及びふりがな
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号

- (6) 第3条各号に該当する内容
 - (7) 緊急連絡先
 - (8) その他、避難支援等に関し必要となる事項
- (名簿情報の提供)

第6条 災害の発生に備え、要支援者名簿に登録された情報（以下「名簿情報」という。）を事前に提供する法第49条の11第2項の避難支援等関係者は、次のとおりとする。

- (1) 昭島消防署
- (2) 昭島市消防団
- (3) 昭島警察署
- (4) 昭島市民生委員・児童委員
- (5) 昭島市社会福祉協議会
- (6) 自主防災組織
- (7) 自治会
- (8) 昭島市関係機関（市長が必要と認める避難支援等の実施に携わる機関に限る。）

2 名簿情報を提供する場合は、当該情報の提供を受ける避難支援等関係者と当該情報の提供に関する覚書を締結するものとする。

(名簿情報の提供に係る同意確認)

第7条 市長は、第3条に該当する者（同条第6号に規定する者を除く。）に対して情報提供同意確認書を送付し、名簿情報を避難支援等関係者にあらかじめ提供することについて、同意を確認するものとする。

2 登録者（要支援者名簿に登録されている者をいう。以下同じ。）は、情報提供同意確認書の送付を受けたときは、必要事項を記入し、市長に届け出るものとする。

3 前項の規定にかかわらず、本人による届出が困難な場合は、代理人による届出ができるものとする。

4 市長は、緊急時の連絡先として登録される者については、同意があったものとみなし、避難支援等関係者に第5条第7号に規定する情報を提供するものとする。

(災害発生時の名簿情報の提供)

第8条 市長は、法第49条の11第3項の規定により避難支援等関係者その他の者（以下「避難支援等関係者等」という。）に対し、名簿情報を提供するときは、避難支援等関係者等に受領書の提出を求めるものとする。

2 前項の規定により名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者等が、避難支援等の実施を完了したときは、市長は活動結果の報告を求めるとともに、名簿情報を回収するものとする。

(登録の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 登録者が死亡したとき。
- (2) 登録者が市の区域外に転出したとき。
- (3) 登録者が社会福祉施設その他これに類する施設に入所し、又は医療機関に入院したとき。
- (4) 登録者が第3条第1号から第5号までのいずれにも該当しなくなったとき。
- (5) その他、市長が登録の取消しを必要と認めたとき。

(要支援者名簿への登録の申出)

第10条 要支援者名簿への登録を希望する者（第3条第1号から第5号までに規定する者を除く。）

以下「申出者」という。)は、市長にその旨を申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、災害時に避難支援の必要があると特に認めるときは、要支援者名簿に登録し、申出者に通知するものとする。

(申出者の登録の取消し)

第11条 申出者が登録の取消しを希望する場合は、市長にその旨を申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、登録を取り消し、要支援者名簿から削除するとともに、申出者にその旨を通知するものとする。

(名簿情報の変更)

第12条 登録者は、名簿情報を変更しようとするときは、市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、名簿情報を変更するとともに、当該届出をした者に通知するものとする。この場合において、当該届出をした者に係る名簿情報を避難支援等関係者に提供している場合は、変更後の名簿情報と交換するとともに変更前の名簿情報は回収し適切に処分するものとする。

(要支援者名簿の管理等)

第13条 市長は、保有する情報に基づき要支援者名簿を作成し、電子計算組織により保管するとともに、総務部防災担当課及び保健福祉部庶務担当課において紙文書で保管する。

- 2 市長は、定期的に要支援者名簿の更新を行い、更新した名簿情報を第6条第2項の覚書を締結した避難支援等関係者へ提供するものとする。この場合において、市長は、更新前の名簿情報を回収し、適切に処分するものとする。

- 3 要支援者名簿の管理及び更新に係る業務は、保健福祉部庶務担当課が総括する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

2 昭島市避難行動要支援者名簿の作成等に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、昭島市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱（平成30年10月1日実施。以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、要綱の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要支援者名簿の作成等に関する関係部署の役割分担)

第2条 要支援者名簿の作成及び更新に関する市内部の役割分担は、次のとおりとする。

- (1) 要支援者名簿の作成及び更新に関する総合調整については、保健福祉部庶務担当課が担当する。
- (2) 要綱第3条第1号に該当する避難行動要支援者の把握については、保健福祉部介護福祉担当課が担当する。
- (3) 要綱第3条第2号から第5号までに該当する避難行動要支援者の把握については、保健福祉部障害福祉担当課が担当する。
- (4) 要綱第3条第6号の規定により、要支援者名簿に登録された避難行動要支援者（同条第1号から第5号までに該当することとなった者を除く。）の登録情報の管理については、保健福祉部庶務担当課が担当する。

2 名簿情報の提供に関する市内部の役割分担は、次のとおりとする。

- (1) 避難支援等関係者との調整（要綱第6条第2項の覚書に関するものを含む。）に関することは次のとおりとする。
 - ア 昭島消防署、昭島市消防団、昭島警察署及び自主防災組織については、総務部防災担当課が担当する。
 - イ 自治会については、市民部コミュニティ担当課が担当する。
 - ウ 昭島市民生委員・児童委員及び昭島市社会福祉協議会については、保健福祉部庶務担当課が担当する。
 - エ 昭島市関係機関については、当該機関の主管部課が担当する。
- (2) 更新した名簿情報の提供及び更新前の名簿情報の回収については、保健福祉部庶務担当課が担当する。

(避難行動要支援者)

第3条 要綱第3条第1項第2号のこれらに準ずるものとして別に定めるものは、東日本旅客鉄道株式会社が定める身体障害者旅客運賃割引規則別表の第1種身体障害者（身体障害者手帳1級及び2級に該当する者を除く。）に該当するものとする。

(名簿情報の提供に係る同意確認書)

第4条 要綱第7条第1項の規定による同意の確認は、情報提供同意確認書（第1号様式）により行うものとする。

(災害発生時の名簿受領書等)

第5条 要綱第8条第1項の受領書は、昭島市避難行動要支援者名簿受領書（第2号様式）とする。

2 要綱第8条第2項の活動結果の報告は、昭島市避難行動要支援者活動報告書（第3号様式）により行うものとする。

(要支援者名簿への登録の申出)

第6条 要綱第10条第1項の規定による申出は、昭島市避難行動要支援者名簿登録申請書（第4号様式）により行うものとする。

2 要綱第10条第2項の規定による通知は、昭島市避難行動要支援者名簿登録承認通知書（第5号様式）により行うものとする。

(申出者の登録の取消し)

第7条 要綱第11条第1項の規定による申出は、昭島市避難行動要支援者名簿登録取消申請書（第6号様式）により行うものとする。

2 要綱第11条第2項の規定による通知は、昭島市避難行動要支援者名簿登録取消通知書（第7号様式）により行うものとする。

(名簿情報の変更)

第8条 要綱第12条の規定による変更の届出は、昭島市避難行動要支援者名簿登録事項変更届（第8号様式）により行うものとする。

2 要綱第12条第2項の規定による通知は、昭島市避難行動要支援者名簿登録事項変更通知書（第9号様式）により行うものとする。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から実施する。

情報提供同意確認書

この情報提供同意確認書は、災害が発生した（する）時、ご自身での避難が困難な方の円滑な避難支援を可能とするため、あらかじめ平常時から避難支援等関係者（消防署、消防団、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、自治会及び昭島市関係機関（市と名簿の提供について覚書を締結した避難支援等関係者に限る。））へ裏面の内容を情報提供することに対して、ご本人の同意の意思を確認するものです。

ご自身の情報をあらかじめ避難支援等関係者に提供することにより、災害発生時に避難支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援等関係者自身やその家族などの安全が前提となるため、災害時の避難行動支援が必ず保証されるものではなく、また、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容と下記の注意事項を理解し、この情報提供同意確認書の内容をあらかじめ避難支援等関係者に情報提供することについて（※1）、

☐ **同意します。**

年 月 日

☐ **同意しません。**

※ 2 該当の方のみ

☐ 介護老人福祉施設等に入所中

☐ 医療機関に長期入院中

要支援者氏名

（代筆者氏名

）

※1 上記のどちらかの□にチェックをし、年月日、要支援者氏名及び裏面を記入。

※2 介護老人福祉施設等に入所している方、医療機関に長期入院している方は、「同意しません。」にチェックをしたうえ、該当する事由にチェック（在宅の方を対象とする制度のため）。裏面の記入

注意事項

- 1 同意していただいた場合、平常時から避難支援等関係者へ裏面の名簿情報を提供します。
- 2 同意の意思について変更のない限り、自動継続とします。
- 3 回答期限は 年 月 日です。同封の返信用封筒で返送してください。
この期限までに「情報提供同意確認書」の返送がなかった場合は、「同意しない」との取扱いとし、平常時には避難支援等関係者に名簿情報は提供いたしません。
- 4 避難支援等関係者が確認のため訪問等をする場合はご協力をお願いします。
- 5 同意しない場合でも、災害が発生した（する）時には生命保護のため法律に基づき名簿を避難支援等関係者に提供する場合があることをご理解ください。

第1号様式（裏）

以下に記入いただく情報の取扱いについて	
表面で「同意します。」にチェックした方	表面で「同意しません。」にチェックした方
災害が起きる前の平常時より避難支援等関係者（表面参照）へ情報提供します。	市で管理して、発災時に活用することとしています。ただし、発災時には避難支援等関係者（表面参照）へ情報提供する場合があります。

要支援者情報	※要支援者本人の承諾があれば、代筆は可能です。 ※代筆をされた場合は、代筆者氏名の記入をお願いします。		
フリガナ		連絡先	
要支援者氏名		自宅電話	
		携帯電話	
	代筆者氏名	自宅FAX	
生年月日	年 月 日 (歳)	性 別	男 ・ 女
住 所	〒		

避難支援等を必要とする事由	※該当する項目にチェック（✓）を付けてください。 ※該当する番号を○で囲んでください。
☐ 要介護者 ☐ 障害者手帳所持者（ 1.身体障害者手帳 2.愛の手帳 3.精神障害者保健福祉手帳） ☐ 難病患者（障害者手帳所持者）	
☐ 在宅人工呼吸器の使用（ 1. 気管切開 2. マスク使用 ）	
※ 避難支援等を必要とする心身の状態や家庭の事情など	

緊急時の連絡先	※ 必ず、相手方の承諾を得てください。該当者がいなければ記入不要です。		
フリガナ		連絡先	
氏 名		電 話（自宅又は携帯）	
		F A X	
住 所	〒	申請者との関係	
		☐ 家族 ☐ 親族 ☐ 友人・知人 ☐ その他（ ）	

年 月 日

（宛先）昭島市長

昭島市避難行動要支援者名簿受領書

昭島市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱第8条第1項の規定に基づき、市民の共助による避難支援等の実施に活用するため、名簿情報の提供を受けました。

以下の確認事項を了承し、この受領書を提出します。

住 所	
氏 名	
連 絡 先 (電話番号)	
所属する団体 (その役職)	
特 記 事 項	

【確認事項】

- 1 提供を受けた名簿情報は、避難支援等に使用し、これ以外の目的には使用しません。
- 2 名簿情報が個人情報であることを踏まえ、その管理については、十分注意します。
- 3 避難支援等が完了次第、提供を受けた名簿情報は返納します。
- 4 避難支援等の実施内容については、別途報告します。
- 5 避難支援等の実施に関しては、自らの身体・生命に関する危険に十分配慮し、安全を第一に実施します。

年 月 日

（宛先）昭島市長

昭島市避難行動要支援者活動報告書

昭島市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱第8条第1項の規定に基づき名簿情報の提供を受けた次の者につき、避難支援等の実施が完了したので、名簿を返還するとともに活動報告書を提出します。

要支援者の 住 所	
要支援者の 氏 名	
要支援者の 電話番号等	
支援者の住所 （所属団体）	
支援者の氏名	
活動内容	

第4号様式（第6条関係）

昭島市避難行動要支援者名簿登録申請書

申請年月日 年 月 日

（宛先）昭島市長

私は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、避難の支援を希望するため、昭島市避難行動要支援者名簿への登録を申請します。また、下記の【確認事項】について承諾をし、私の情報が登録された名簿を避難支援等関係者へ事前提供することについて同意します。

申請者情報	※ 申請者本人の承諾があれば代筆は可能ですが、代筆者氏名と代筆者の押印が必要となります。		
フリガナ		連 絡 先	
氏 名	代筆者氏名	自宅電話	
		携帯電話	
		自宅FAX	
生年月日	年 月 日（ 歳）	性 別	男 ・ 女
住 所	〒		

避難支援等を必要とする事由	※ 該当する項目の□にチェック（✓）を付けてください。
☐ 高齢者 ☐ 要介護1 ☐ 要介護2 ☐ 要支援1 ☐ 要支援2 ☐ 身体障害者手帳所持（ 級） ☐ 愛の手帳（療育手帳）所持（ 度） ☐ 精神障害者保健福祉手帳所持（ 級） ☐ 難病患者 ☐ その他（ ） ☐ 在宅人工呼吸器の使用（ 1. 気管切開 2. マスク使用） ※ 避難支援等を必要とする心身の状態や家庭の事情などを具体的に記入してください。 _____ _____	

緊急時の連絡先	※ 必ず、相手方の承諾を得てください。該当者がいなければ記入不要です。		
フリガナ		連 絡 先	
氏 名		電 話	
		F A X	
住 所	〒	申請者との関係	
		☐ 家族 ☐ 親族 ☐ 友人・知人 ☐ その他（ ）	

【確認事項】

- 1 避難支援等は、法的に義務付けられたものではありません。したがって、名簿に登録されても、必ず支援が行われるとは限りません。
- 2 登録を希望される方も、できる限り自らの安全を確保するための努力をお願いします。
- 3 名簿に登録された情報は、避難支援等関係者（昭島消防署、昭島市消防団、昭島警察署、昭島市民生委員・児童委員、昭島市社会福祉協議会、自主防災組織、自治会及び昭島市関係機関（市と名簿の提供について覚書を締結した避難支援等関係者に限る。））に平常時から提供されます。

昭島市避難行動要支援者名簿登録承認通知書

年 月 日

様

昭島市長

年 月 日付けで提出された昭島市避難行動要支援者名簿への登録に関する申請については、申請の内容を承認し、次のとおり昭島市避難行動要支援者名簿に登録しましたので通知します。

登録者の情報			
フリガナ		連 絡 先	
氏 名		自宅電話	
		携帯電話	
		自宅FAX	
生年月日	年 月 日（ 歳）	性 別	男 ・ 女
住 所	〒		

避難支援等を必要とする事由
☐ 高齢者 ☐ 要介護1 ☐ 要介護2 ☐ 要支援1 ☐ 要支援2 ☐ 身体障害者手帳所持（ 級） ☐ 愛の手帳（療育手帳）所持（ 度） ☐ 精神障害者保健福祉手帳所持（ 級） ☐ 難病患者 ☐ その他（ ） ☐ 在宅人工呼吸器の使用（ 1. 気管切開 2. マスク使用） ※ 避難支援等を必要とする具体的な事由

緊急時の連絡先			
フリガナ		連 絡 先	
氏 名		電 話 (自宅又は携帯)	
		F A X	
住 所	〒	申請者との関係	
		☐ 家族 ☐ 親族 ☐ 友人・知人 ☐ その他（ ）	

【確認事項】

- 1 避難支援等は、法的に義務付けられたものではありません。したがって、名簿に登録されても、必ず支援が行われるとはかぎりません。
- 2 登録を希望される方も、できる限り自らの安全を確保するための努力をお願いします。
- 3 名簿に登録された情報は、避難支援等関係者（昭島消防署、昭島市消防団、昭島警察署、昭島市民生委員・児童委員、昭島市社会福祉協議会、自主防災組織、自治会及び昭島市関係機関（市と名簿の提供について覚書を締結した避難支援等関係者に限る。））に平常時から提供されます。

昭島市避難行動要支援者名簿登録取消申請書

年 月 日

（宛先）昭島市長

届 出 者	住 所	
	氏 名	(代筆者氏名)
	電話番号	

以下の事由により、昭島市避難行動要支援者名簿の登録の取消しを申請します。また、同名簿に基づく避難支援等を辞退します。

避難行動要支援者名簿への登録取消し及び同名簿に基づく避難支援等を辞退する事由

昭島市避難行動要支援者名簿登録取消通知書

年 月 日

様

昭島市長

年 月 日付けで提出された昭島市避難行動要支援者名簿登録取消申請については、申請の内容を承認し、昭島市避難行動要支援者名簿から情報を取消したので通知します。

取消年月日

年 月 日

（宛先）昭島市長

私は、昭島市避難行動要支援者名簿へ登録していますが、下記の事項を変更したいので届け出ます。

※ 変更となる箇所だけ記入してください。

申 請 者	※ 申請者本人の承諾があれば代筆は可能ですが、押印が必要となります。		
フリガナ	連 絡 先		
氏 名	代筆者氏名	自宅電話	
		携帯電話	
		自宅FAX	
生年月日	年 月 日（ 歳）	性 別	男 ・ 女
住 所	〒		

避難支援等を必要とする事由	※ 該当する項目の□にチェック（し）を付けてください。 ※ 該当する番号を○で囲んでください。
☐ 高齢者 ☐ 要介護1 ☐ 要介護2 ☐ 要支援1 ☐ 要支援2 ☐ 身体障害者手帳所持（ 級） ☐ 愛の手帳（療育手帳）所持（ 度） ☐ 精神障害者保健福祉手帳所持（ 級） ☐ 難病患者 ☐ その他（ ） ☐ 在宅人工呼吸器の使用（ 1. 気管切開 2. マスク使用）	
※変更となる事由を具体的に記入してください。	

緊急時の連絡先	※ 必ず、相手方の承諾を得てください。該当者がいなければ記入不要です。		
フリガナ	連 絡 先		
氏 名		電 話 （自宅又は携帯）	
		F A X	
住 所	〒	申請者との関係	
		☐ 家族 ☐ 親族 ☐ 友人・知人 ☐ その他（ ）	

第9号様式（第8条関係）

昭島市避難行動要支援者名簿登録事項変更通知書

年 月 日

様

昭島市長

年 月 日付けで提出された昭島市避難行動要支援者名簿登録事項変更届に基づき、下記の登録事項を変更しましたので通知します。

記

申 請 者			
フリガナ	連 絡 先		
氏 名	印	自宅電話	
		携帯電話	
		自宅FAX	
生年月日	年 月 日 (歳)	性 別	男 ・ 女
住 所	〒		

避難支援等を必要とする事由	
☐ 高齢者 ☐ 要介護1 ☐ 要介護2 ☐ 要支援1 ☐ 要支援2 ☐ 身体障害者手帳所持 (級) ☐ 愛の手帳 (療育手帳) 所持 (度) ☐ 精神障害者保健福祉手帳所持 (級) ☐ 難病患者 ☐ その他 ()	
☐ 在宅人工呼吸器の使用 (1. 気管切開 2. マスク使用)	
※変更となる事由を具体的に記入してください。 	

緊急時の連絡先			
フリガナ	連 絡 先		
氏 名		電 話 (自宅又は携帯)	
		F A X	
住 所	〒	申請者との関係	
		☐ 家族 ☐ 親族 ☐ 友人・知人 ☐ その他 ()	